

## 5. 登録すると

「新潟市小規模工事等契約希望者登録名簿」に登載して庁内及び市の各施設・出先機関等に配布し、業者選定の対象となります。ただし、名簿に登載されても、指名や契約を約束するものではありません。

なお、この登録名簿は、庁内に公開するほか、契約制度の透明性を向上するため、インターネット等で一般に公開（閲覧）しますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。

## 6. 指名されたら

原則として、複数の業者との見積合せにより、最低価格の方と契約することになります。

なお、見積合せに指名されても、都合により辞退することは自由です。

辞退するときは、必ず連絡（電話でも可）をしてください。

ただし、契約締結後の辞退はできません。

## 7. 契約をすると

発注担当課と書面（請書）により契約します。この場合、契約保証金は原則として免除します。

施工は、新潟市契約規則、契約条項、その他関係法令に基づき信義に従い誠実に行わなければなりません。

なお、いわゆる丸投げ等の一括下請けはできませんので、希望業種の範囲は自ら施工できる業種で登録してください。

## 8. 請負代金の支払い

工事完了後の検査に合格後、請求に基づき支払います。

なお、前払金、出来高による部分払金はありません。

### ○登録受付・問い合わせ先

月潟村総務課 企画財政係

TEL 375-2710

FAX 375-5117

# 新潟市小規模工事等契約希望者登録申請をされる方へ

## 1. 新潟市小規模工事等契約希望者登録とは

この制度は、新潟市が発注する公共施設及び出先機関等の小規模な工事や修繕のうち「少額で内容が簡易なもの」について受注を希望する方を登録し、市内の小規模業者が直接工事を受注できるようにするものです。

### 《登録できる方》

新潟市内（合併市町村）に主たる事業所又は住所を有する方で「新潟市競争入札参加資格者名簿（建設工事）」に登録されていない方。（建設業許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。）

### 《登録できない方》

- ・新潟市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されている方
- ・新潟市内（合併市町村）に主たる事業所又は住所を有しない方
- ・希望する業種を履行するために必要な資格、免許を有しない方
- ・契約を締結する能力を有しない方、破産者で復権を得ていない方。
- ・市税を滞納している方（ただし、市長が特に認める場合を除く。）

## 2. 対象となる工事・修繕

1件の契約金額が50万円以下の工事・修繕が対象となります。

具体的な工事等の内容は、申請書裏面の「小規模工事等の種類及び具体例」をご覧ください。

## 3. 登録の方法

登録申請書に必要書類（村税の納税証明書又はこれに代わるもの、資格・免許が必要な業種は許可証の写しなど）を添付して提出してください。

## 4. 登録の受付

当初の登録受け付けは、平成17年2月11日（金）から3月18日（金）まで（土・日・祝日を除く。）行ないます。（以降は隨時受付をします。）

登録の有効期間は平成17年4月1日から平成18年3月31日までの1年間です。

申請書等の配布及び受付場所は、月潟村総務課企画財政係です。